

## 業務委託一者特命随意契約結果一覧（令和4年1月～3月契約分）

◆年額、月額、単価、割合等で契約している場合は、契約金額欄には予定総額を掲載しています。（No.20, 21, 22を除く。）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
1	新グループウェア移行に伴うデータ抽出業務	富士通JAPAN株式会社 浜松支店	R4. 3. 30	3, 022, 800	現行のグループウェア（IPKKnowledge-Office）からのデータの抽出は、現行グループウェアの運用・保守を行っておりデータの保存形式やシステム構成に精通する富士通Japan(株)のみ行うことができるため、1者特命とする。	地方自治法施行令第167条第1号	企画調整部情報政策課 （電話：053-457-2722）
2	浜松市DV相談支援センター電話相談業務委託	非公表	R4. 3. 11	8, 758, 000	公募型プロポーザル方式を採用し、提案内容を比較検討することで、業務の質の向上を図り、限られた予算額で効果的に事業を実施するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部UD・男女共同参画課 （電話：053-457-2561）
3	中央図書館閲覧席への座席予約システム構築業務	株式会社タック・ポート	R4. 3. 22	3, 525, 500	現行の浜松市図書管理電算システムの基幹システムである日本電気株式会社製Lics-WEBIIと連携して、図書管理電算システムの利用者情報と共通のパスワードでのログインや、新規利用者の情報の即時反映、WEB予約の実現などを要件としており、これらの要件をすべて満たす座席予約システムは株式会社タック・ポート製のシステムしかないため1者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 中央図書館 （電話：053-456-0234）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
4	中央図書館閲覧席への座席予約システム導入に伴う図書管理電算システム改修業務	株式会社静岡情報処理センター 浜松営業所	R4. 3. 22	4, 070, 000	現行の図書管理電算システムは構築業務委託業者の株式会社静岡情報処理センターが構築した。パッケージシステムや設定等に関する技術情報を他者が有することは不可能である。システム改修業務を行うためには、内部構造を熟知し、運用全体を把握する必要がある。構築業務委託業者以外に本業務を実施できる業者はない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 中央図書館 (電話：053-456-0234)
5	浜松市生活困窮者自立支援事業委託	社会福祉法人 聖隷福祉事業団	R4. 3. 24	77, 927, 000	受託者の窓口配置・専門員配置に関する計画や各事業の支援手法等を判断する必要があることから、公募型プロポーザル方式とした。 参加申出のあった事業者からの企画提案について、提案内容評価委員会を開催して企画提案内容の審査・評価を行った結果、指名業者を最適事業者と特定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話：053-457-2032)
6	浜松市自立相談支援事業委託	社会福祉法人 天竜厚生会	R4. 3. 24	16, 408, 000	受託者の窓口配置・専門員配置に関する計画や各事業の支援手法等を判断する必要があることから、公募型プロポーザル方式とした。 参加申出のあった事業者からの企画提案について、提案内容評価委員会を開催して企画提案内容の審査・評価を行った結果、指名業者を最適事業者と特定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話：053-457-2032)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
7	浜松市生活困窮者一時生活支援事業	社会福祉法人 聖隷福祉事業団	R4. 3. 17	12, 768, 467	受託者の窓口配置・専門員配置に関する計画や各事業の支援手法等を判断する必要があることから、公募型プロポーザル方式とした。 参加申出のあった事業者からの企画提案について、提案内容評価委員会を開催して企画提案内容の審査・評価を行った結果、指名業者を最適事業者と特定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話：053-457-2032)
8	浜松市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給業務	凸版印刷株式会社 浜松営業所	R4. 1. 4	171, 631, 923	本業務は、内閣府から「可能な限り緊急に給付金を届ける」旨の通知があり、緊急に事業を実施する必要がある。実施にあたり、専門性、技術力、最適な勤務実行体制、実績等を総合的な観点から判断して最適な業者を選定した結果、過去のプレミアム付商品券購入引換券交付申請書発送等業務及び特別定額給付金給付業務において浜松市向けに独自開発した申請書印字プログラムを流用できることや、申請書受付事務、コールセンター、窓口業務など浜松市向けに独自で設計した運用ルールを活用できることなどから、短期間で品質の高い運用等を開始するとともに確実な作業が可能であり、経費の縮減も見込まれる凸版印刷株式会社を指名業者とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	健康福祉部福祉総務課 (電話：053-457-2321)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
9	浜松市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金対象者データ抽出業務	日本電気株式会社 浜松支店	R4. 1. 4	6,787,000	本業務は、内閣府から「可能な限り迅速かつ的確に給付金を届ける」旨の通知があり、緊急に事業を実施する必要がある。 対象者の抽出にあたっては、基準日における住民基本台帳データ及び市民税課税データを活用する必要があり、これらのシステムは日本電気株式会社が開発・構築し、著作権を保有するパッケージシステムである。そのため、対象者データ抽出作業を迅速、かつ、確実に行うことができるのは、システムを開発・構築して内容を熟知しており、著作権を保有している同業者だけであることから、日本電気株式会社を指名業者とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話：053-457-2321)
10	国民健康保険システム改修業務委託 (子ども軽減対応)	日本電気株式会社 浜松支店	R4. 2. 1	18,150,000	本システムは日本電気株式会社のパッケージソフトを使用しているため、ソフト著作権の点から開発業者以外ではシステム改修ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 国保年金課 (電話：053-457-2888)
11	浜松市精神保健福祉センター診療所医事会計システム保守業務	静岡トスメック株式会社	R4. 2. 22	1,645,600	精神保健福祉センター診療所医事会計システムについて、入札により、ソフトが静岡トスメックのパッケージシステムに決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部精神保健福祉センター (電話：053-457-2709)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
12	子育て世帯に対するフードパントリー緊急支援事業業務（第Ⅲ期）	一般社団法人1 x 1	R4. 1. 1	1, 250, 000	既にフードパントリー事業を行っている事業者や新たにフードパントリー事業を行おうとする事業者から企画提案を広く募集し、効率的な企画提案を採用する方法を取り、当該事業者が本業務を適切に実施できるものであると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2792）
13	子育て世帯に対するフードパントリー緊急支援事業業務（第Ⅲ期）	特定非営利活動法人サステナブルネット	R4. 1. 1	1, 250, 000	既にフードパントリー事業を行っている事業者や新たにフードパントリー事業を行おうとする事業者から企画提案を広く募集し、効率的な企画提案を採用する方法を取り、当該事業者が本業務を適切に実施できるものであると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2792）
14	子育て世帯に対するフードパントリー緊急支援事業業務（第Ⅲ期）	特定非営利活動法人浜松NPOネットワークセンター	R4. 1. 1	1, 250, 000	既にフードパントリー事業を行っている事業者や新たにフードパントリー事業を行おうとする事業者から企画提案を広く募集し、効率的な企画提案を採用する方法を取り、当該事業者が本業務を適切に実施できるものであると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2792）
15	浜松市海外ビジネスサポートデスク運営業務	株式会社フェアコンサルティング	R4. 3. 17	26, 994, 000	公募型プロポーザルにより企画提案書を審査・検討し、採択された事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 （電話：053-457-2319）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
16	浜松イノベーション キューブ インキュベ ションマネージャー業務 委託	株式会社ベンチャー ラボ 東海支社	R4. 3. 24	28, 477, 680	公募型プロポーザルにより評価・検討され、3月8日に開催された産業部業務委託契約等検討会議で承認を受けた事業者であるため	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	産業部産業振興課 はままつ起業家カフェ内 (電話：053-525-9745 )
17	浜松市就職氷河期世代イ ンターンシップ等支援事 業業務委託	株式会社東海道シグ マ 浜松支店	R4. 3. 31	14, 830, 200	特定業者の企画提案は、座学研修のカリ キュラムや職場実習の運営方法、正規就 職への繋ぎ方等、豊富な類似事業の実績 から、質の高い支援の提供が可能なもの となっており、最適な提案内容であった ため。	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2115)
18	新卒者向けU I J ターン 就職促進業務	株式会社東海道シグ マ 浜松支店	R4. 3. 18	13, 058, 100	企画提案書の特定に係る評価委員により 評価・検討し、特定された業者であるた め。	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2115)
19	浜松市高齢者雇用促進・ 就労支援事業業務	株式会社東海道シグ マ 浜松支店	R4. 3. 1	17, 969, 969	公募型プロポーザル方式により、企業の 求人開拓やアドバイザー派遣、高齢者へ のフォローアップ支援等の事業提案を募 集し、事業内容や業務の遂行能力等を評 価した上で、特定された業者であるた め。	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2115)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
20	(au PAY) 電子決済サービス等を活用したポイント還元事業業務	KDDI株式会社 パーソナル事業本部 マーケティング本部	R4. 2. 21	(1) キャンペーンにて付与したポイント相当額 (上限: 360,000円) (2) キャンペーンにて付与したポイント相当額以外に要する費用 (上限: 40,000円)	当該事業者は、本市が令和4年1月に実施したマイナンバーカードと連携したポイント還元事業を受託しており、業務ノウハウを有しているとともに、1月のキャンペーンで選定した対象店舗リストを基に本キャンペーンの対象店舗リストを作成することができ、業務実施体制を迅速に確立できる。 また、本業務は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施するものであり、ポイント還元を業務期間内に実施できる事業者は当該事業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話: 053-457-2295)
21	(楽天Edy) 電子決済サービス等を活用したポイント還元事業業務	楽天Edy株式会社	R4. 2. 21	(1) キャンペーンにて付与したEdy相当額 (上限: 162,000円) (2) キャンペーンにて付与したEdy相当額以外に要する費用 (上限: 18,000円)	当該事業者は、本市が令和4年1月に実施したマイナンバーカードと連携したポイント還元事業を受託しており、業務ノウハウを有しているとともに、1月のキャンペーンで選定した対象店舗リストを基に本キャンペーンの対象店舗リストを作成することができ、業務実施体制を迅速に確立できる。 また、本業務は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施するものであり、ポイント還元を業務期間内に実施できる事業者は当該事業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話: 053-457-2295)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
22	(d払い) 電子決済サービス等を活用したポイント還元事業業務	株式会社NTTドコモ 東海支社 静岡支店	R4. 2. 22	(1) キャンペーンにて付与したポイント相当額 (上限：360,000円) (2) キャンペーンにて付与したポイント相当額以外に要する費用 (上限：40,000円)	当該事業者は、本市が令和4年1月に実施したマイナンバーカードと連携したポイント還元事業を受託しており、業務ノウハウを有しているとともに、1月のキャンペーンで選定した対象店舗リストを基に本キャンペーンの対象店舗リストを作成することができ、業務実施体制を迅速に確立できる。 また、本業務は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施するものであり、ポイント還元を業務期間内に実施できる事業者は当該事業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
23	(第4弾) 1億円キャッシュバックキャンペーン業務	株式会社中日アド企画	R4. 3. 1	19,746,870	本事業は、コロナ感染症拡大の影響を強く受けている飲食店を対象とした施策であり、蔓延防止等重点措置が明けるタイミングを見計らって実施する緊急的に対応すべき事業であり、競争に適さない。短期的に実施体制を構築し、円滑に業務を実施する必要があるため、第1弾および第3弾で当事業の運営経験のある事業者を一者特命するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
24	浜松市観光インフォメーションセンター管理運営業務委託	公益財団法人 浜松・浜名湖ツーリズムビューロー	R4. 3. 25	52,203,000	令和3年12月24日付け浜松市公告第1297号により、本業務に係る公募を実施したところ、公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューロー1者から応募があった。同者から提出された企画提案書類の審査及びヒアリング審査の結果、評価基準に基づく評価点が選定要件を満たしたことから、令和4年3月17日付けで同者を特定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)



番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
25	実証実験サポート事業委託業務	株式会社日本総合研究所	R4. 3. 9	24, 860, 000	本業務は専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者を審査したうえで、当該業者が本事業に最適な者と判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話：053-457-2825)
26	天竜トライアルオフィス運営業務	山ノ舎	R4. 3. 1	6, 721, 000	本業務は専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者を審査したうえで、当該業者が本事業に最適な者と判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話：053-457-2825)
27	令和3年度 浜松市道路施設長寿命化計画策定業務	国際航業株式会社	R4. 1. 28	49, 995, 000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者と判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部道路保全課 (電話：053-457-2619)
28	令和3年度土木防災情報システム運営事業 防災用情報処理機器設定業務	理研精工株式会社	R4. 1. 18	4, 576, 000	本業務の対象となる土木防災情報システムのサーバ類及びネットワークは理研精工株式会社が独自に設計・構築したものであり、更新により設置されるサーバ類及びネットワークについて、プログラムの移行及びシステム設定を行うことは、システムを熟知した理研精工株式会社しかできない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部河川課 (電話：053-457-2452)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
29	令和3年度道路メンテナンス国庫補助事業（一）中部天竜停車場線（中部大橋）PCB廃棄物運搬処分業務	株式会社太洋サービス	R4. 1. 24	4, 957, 700	浜松市に入札参加資格登録がある業者のうち、PCB廃棄物の処分可能な事業者は株式会社太洋サービスのみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部天竜土木整備事務所 （電話：053-926-1561）
30	令和4・5年度 浜松市にしこの第2放課後児童会及び浜松市ひろさわ第3放課後児童会運営業務	シダックス大新東 ヒューマンサービス 株式会社 中部第二支店	R4. 2. 24	23, 100, 000	次年度の入会申込見込み等から待機児童が発生する可能性が高く、急遽開設することとした放課後児童会の運営について、同一小学校区の放課後児童会運営業務受託業者により、入会選考を含めた開設準備及び施設運営を同一小学校区の他の児童会と連携し効率的に行うため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 （電話：053-457-2406）
31	浜松市あおぞら放課後児童会ほか54放課後児童会土曜日開設放課後児童会運営業務	シダックス大新東 ヒューマンサービス 株式会社 中部第二支店	R4. 3. 8	3, 500, 000	負担金方式放課後児童会の在籍児童が利用する「土曜日開設放課後児童会」の運営業務について、令和4年度の放課後児童会運営業務を受託している業者が負担金方式で土曜日に利用したい在籍児童を受け入れることにより、土曜日開設の運営業務を一体的に実施でき、効率的な運営を目指せるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 （電話：053-457-2406）
32	令和4年度浜松市学校ネットパトロール等業務委託	株式会社JMC 営業3課	R4. 3. 8	2, 163, 700	公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課 （電話：053-457-2411）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
33	外国語指導助手業務に関する労働者派遣契約	株式会社インタラク関西東海	R4. 1. 14	618, 469, 830	公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課 (電話：053-457-2411)
34	令和3年度薬品分析収集運搬処分業務	日本産業廃棄物処理株式会社	R4. 3. 7	3, 124, 440	薬品処分における業務委託に入札参加したことがある複数の業者に本委託業務の受託が可能か事前に問い合わせしたところ、請け負うことが可能と回答を得たのが当該業者のみであったことから、調達課と調整した結果、随意契約にて対応することとしたため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課 (電話：053-457-2411)
35	校外適応指導教室運営業務委託	特定非営利活動法人はままつ子どものこころを支える会	R4. 3. 24	61, 270, 000	公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課 (電話：053-457-2428)
36	母国語支援等業務委託	特定非営利活動法人浜松外国人子ども教育支援協会	R4. 3. 24	3, 188, 900	公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課 (電話：053-457-2428)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
37	日本語・学習支援業務委託（中・南エリア）	特定非営利活動法人 浜松外国人子ども教育支援協会	R4. 3. 24	11, 632, 500	公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課 （電話：053-457-2428）
38	日本語・学習支援業務委託（西・北エリア）	特定非営利活動法人 日本語教育ボランティア協会	R4. 3. 24	6, 740, 871	公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課 （電話：053-457-2428）
39	日本語・学習支援業務委託（東・浜北・天竜エリア）	特定非営利活動法人 浜松日本語日本文化研究会	R4. 3. 24	8, 157, 160	公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課 （電話：053-457-2428）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
40	令和3年度 浜松市立高等学校 校内ネットワーク環境等整備及びUTM構築等業務	西日本電信電話株式会社 浜松支店	R4. 2. 1	4,708,000	本業務は、無線アクセスポイントや資産管理システム等の各種システム導入設定と並行して行うことになり、これら導入業務は既設LAN環境への影響を考慮しつつ設定変更等の作業をする必要がある。加えて、契約から完了まで短期間に行う必要があることから、並行して行う各種導入業務の業者と連携し短期間の業務履行が可能なのは、既設LAN環境等を熟知し保守を行っている同社のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜松市立高等学校 (電話：053-453-1105)
41	令和4年度 委託第18号 中部浄化センター焼却灰処分業務	太平洋セメント株式会社 環境事業部	R4. 3. 15	4,301,000	浜松市に入札参加資格登録されている産業廃棄物処分業許可証（産業廃棄物の種類：ばいじん）を有する業者のうち、中部浄化センターの汚泥焼却炉から発生する焼却灰を適正に処分かつ再資源化するための手法として、セメント原料化が可能な唯一の登録業者であるため一者特命とする。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部 下水道施設課 (電話：053-441-3631)